

令和6年度  
重要事項説明書

社会福祉法人下有知福社会

下有知保育園

# 下有知保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 下有知福祉会
所 在 地	関市下有知1521番地1
電 話 番 号	0575-22-3398
代 表 者 氏 名	理事長 村井 義史

## 2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	下有知保育園
施設の所在地	関市下有知1521番地1
連絡先	電話番号・FAX 0575-22-3398
管理者	理事長 村井 義史
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満3歳以上の児童 90人 満1歳以上満3歳未満の児童 42人 満1歳未満の児童 8人
開設年月日	昭和28年8月1日

## 3 サービスの目的・運営方針

下有知保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	2,067.71㎡
	園庭	1,422.05㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	1,147,79㎡

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	1室	ひよこ組(0・1歳児クラス) 1室
		りす組(2歳児クラス) 1室
保育室	3室	うさぎ組(満3歳児クラス) 1室
		ぱんだ組(満4歳児クラス) 1室
		ぞう組(満5歳児クラス) 1室
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	
ランチルーム	1室	

#### 5 職員の設置状況

職種	人数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
副主任保育士	1	1		
保育士	21	6	15	
栄養士				関市栄養士
調理員	3	1	2	
バス運転手	1		1	
合計	28	10	18	

当園では、「岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年12月26日岐阜県条例第90号。以下「条例」という。)の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

##### <各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)
主任保育士	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)
保育士	正規の勤務時間帯(8:30~17:30) *ローテーションによる。
栄養士	関市役所の栄養士に準ずる
調理員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。  
※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）、祝日及び園が指定した日は休園となります。

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

## 8 保育等の提供する内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

### (2) 異年齢の方々とのふれあいを大切に、思いやり、助け合い、譲り合いなど子供たちの成長を育てています。また、体操指導、英語指導、キッズダンス、イクウェル学習、スイミング（希望者）等を行っています。

### (3) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します。（ただし、別途利用者負担有）

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼 食	午後間食
0歳児	9時30分頃	11時頃	14時30分頃
1歳児			
2歳児			
3歳児	11時30分頃		
4歳児			
5歳児			

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(5) 一時保育

保護者の仕事や傷病・入院・災害・事故・育児に伴う心理的・肉体的負担の解消により、緊急・一時的に保育が必要となる児童に対する保育を行います。(市に登録後、利用開始 要相談)

## 9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。なお、3歳以上児の保育料は無償です。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

## 10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科，小児科

医療機関の名称	早川医院
医 院 長 名	早川 賢一
所 在 地	関市元重町29
電 話 番 号	0575-22-2138

## (2) 歯科

医療機関の名称	さこう歯科
医 院 長 名	酒向 孝彰
所 在 地	関市東新町5-1
電 話 番 号	0575-21-2201

## 1.2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、応急処置をするとともに至急保護者に連絡をいたします。また、保護者の指定する医療機関に保護者の到着を待たずに連れていくことがありますので、医療機関及び緊急連絡先は、必ず個別記録票、緊急連絡先票に記入してください。連絡先が変わった時は、速やかに保育園までお伝えください。

## 1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

ご利用相談窓口	・窓口担当者 村井 義史 今井 典子 三輪明日香	
	・ご利用時間 8:30～16:30	
第三者委員	・電話番号 0575-22-3398	
	F A X 0575-22-3398	
	担当者が不在の場合は当園職員までお申し出ください。	
	・法令順守責任者 園長 村井 義史	
第三者委員	今宮 俊朗	電話番号 0575-22-3230
	長瀬 薫	電話番号 0575-22-8341

※当園では上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

## 1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	無	・スプリンクラー	無
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有			
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。			

## 1.5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

	ほいくのほけん	日本スポーツ振興センター
保険の種類	障害保険	障害保険
保険の内容	けがの保障	けがの保障
保 険 金 額	通院1日あたり2,000円 入院1日あたり3,000円	5,000円以上のけがの場合 に給付

## 1 6 当園におけるその他の留意事項

喫 煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動, 政治活動, 営利活動	利用者の思想, 信仰は自由ですが, 他の利用者に対する宗教活動, 政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

以上、当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

令和6年4月1日  
社会福祉法人下有知福祉会  
理事長 村井 義史

### 別 表

保育の提供に要する実費に係る利用者負担金 (令和6年4月1日現在)

項 目	負担を求める理由及び目的	金 額
給 食 費	2号認定子ども（3歳以上児）に係る主食費と副食費	月額5,200円 *副食費が免除になる子どもについては月額700円
月刊誌代	2号認定子どもの毎月の教材として	月額 年長組470円 年中組470円 年少組430円 2歳児420円
バス代	送迎の困難な保護者に代わって送迎	月額2,000円 *弟妹は半額 *片道のみは半額 *1回100円
延長保育代	保育標準時間 18:00～19:00 保育短時間 7:00～8:30 16:30～19:00	左記範囲内において 1回1時間につき100円
一時保育代	一時的に保育が必要となる児童に対する保育	3歳以上児 4時間未満 600円 4時間以上 1,200円 3歳未満児 4時間未満 750円 4時間以上 1,500円 その他 給食代 250円 間食代 50円

※給食費、月刊誌代は月単位で口座振替をお願いしています。バス代、延長保育代は月単位で現金で集金し、集金袋の押印で領収とさせていただきます。  
※保護者会が園児一人月額400円の会費を集金されます。(口座振替)